

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び  
解説の改正案」への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方（案）

---

平成27年6月

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説（案）」への意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成27年4月18日（土）～平成27年5月22日（金）

○ 提出意見総数：26者

（1）個人 21 者

（2）法人・団体 5 者

受付順	法人・団体意見提出者
1	アルテリア・ネットワークス株式会社
2	一般社団法人日本オンラインゲーム協会
3	ソフトバンクモバイル株式会社
4	日本弁護士連合会
5	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
<b>第7条（適正な取得）関連</b>		
	<p>「実際に、個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、提供元における当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。」という例示がありますが、一般的には「プライバシーポリシーの確認」「個人情報取得時のオプトアウトの確認」の2点で事足りるものと考えます。これらの確認方法でも許容されるような解説にして頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（一般社団法人日本オンラインゲーム協会）</p>	<p>御指摘の部分は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合に、当該第三者の個人情報の取得方法等が適正であることについて確認することを求めるものです。</p> <p>確認の方法としては、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検による必要は必ずしもありませんが、当該第三者の個人情報の取得等が適正であることを確認するに足りる合理的な方法による必要があると考えております。</p> <p>なお、御指摘の部分は、個人情報保護法に関し政府全体の取りまとめを行っている消費者庁が平成26年11月に行った「ガイドラインの共通化の考え方」の改正において示されているものであり、これを踏まえたものです。</p>
	<p>第7条(3)第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定することが望ましい。</p> <p>この条文の文末については、「選定することが望ましい」、ではなく「選定しなければならない」とする必要がある。これにより、責任の所在が明確化され、不適切な情報管理者が個人情報提供者として関与する可能性を低下させることに繋がる。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>個人情報を取得する場合に提供元の法の遵守状況の確認等を行わなかったときに、直ちに個人情報保護法の違反となるものではありませんが、個人情報の適正な取扱いの観点から求められる措置と考えられるため、「望ましい」としております。</p> <p>なお、御指摘の部分は、個人情報保護法に関し政府全体の取りまとめを行っている消費者庁が平成26年11月に行った「ガイドラインの共通化の考え方」の改正において示されているものであり、これを踏まえたものです。</p>
<b>第11条（安全管理措置）関連</b>		
	<p>新旧対照表 5p、6p において、「漏えい等を」と、「等」が付け加えられています。法律においては、たとえ（解説）の部分であっても、曖昧さは排除すべきです。</p>	<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）第11条で、「漏えい</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>この「等」は削除するか、もっと具体的な記述にさせていただくよう、お願いいたします。</p> <p>(個人)</p>	<p>等」は、「個人情報の漏えい、滅失又はき損」を意味すると定義されており、明確であると考えております。</p>
第12条（従業者及び委託先の監督）関連		
第1項・第4項	<p>各府庁とのガイドライン共通化にあたり解説本文に盛り込まれる事項として適当であると考えますが、他府庁のガイドラインから当該一文のみが抜粋されたことで前後の繋がりを亡失しているため、権利利益の侵害の大きさを考慮すべき「本人」に係る対象があいまいです。従業者が業務において取り扱う個人データの「本人」である事が分かるように記載して頂くことを希望します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>御指摘を踏まえて、分かり易い記載になるように表現を追加いたします。なお、ガイドライン第2条で、このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律第2条において使用する用語の例によるとされているところ、同法第2条で、『「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう』とされており、御指摘の部分の「本人」も同じ趣旨です。</p>
第1項・第4項	<p>考慮すべき「本人が被る権利利益の侵害の大きさ」について、内容やレベル感があいまいなため、講ずる措置の具体的な検討が可能となるよう、第七条（適正な取得）の解説に倣いガイドラインの中で具体的に例示して頂くか、または、総務省殿の解釈として明確に示して頂くことを希望します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>「本人が被る権利利益の侵害の大きさ」の判断については、様々な要素が考慮される必要があるため、ガイドラインにおいては、一般的な考え方を示すこととしています。なお、御指摘の点は、今後の参考にさせていただきます。</p>
第4項	<p>第12条4.の文言、「委託契約終了時の個人情報の取扱い、契約内容が遵守されなかった場合の措置」について、最後の「措置」の部分は「罰則及び賠償責任」と変更すべきである。でなければ、責任の所在を明確にできない。また、本案件は本来再委託などなされるべきでない案件であるため、再委託をおこなった団体への責任についても規定すべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>「措置」としては、御指摘の「罰則及び賠償責任」の他、具体的な改善に向けた協議の実施や契約の解除など様々な措置が想定されるものと考えています。</p> <p>再委託などなされるべきでないとの御指摘については、今後の参考にさせていただきます。</p>
第4項	<p>[結論] 改正を支持する。</p> <p>[理由]</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>このたびの改正は、電気通信事業者が個人情報の取り扱い委託をするに際して、委託契約終了時の個人情報の取り扱い及び契約内容が遵守されなかった場合の措置について委託契約に定めるよう求めるものである。</p> <p>同改正は、取り扱い委託が行われる場合の個人情報保護をより強化するものであり、妥当である。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<b>第23条（通信履歴）関連</b>		
	<p>「例えば、通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ（利用者を認証し、インターネット接続に必要なIPアドレスを割り当てた記録）の保存については、利用者からの契約、利用状況等に関する問合せへの対応やセキュリティ対策への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりは比較的小さいと考えられることから、事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6か月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容されると考えられる。」とありますが、オンラインゲームをプレイするデバイスはPC、スマートフォン、フィーチャーフォン、コンソールゲーム機に分かれ、デバイスによりゲームのライフサイクルも異なり、とくにPCのオンラインゲームは、10年以上サービスを継続しているタイトルもあり、ユーザーからの問い合わせに対して適切に対応するためには、消費者保護の観点からも1年以上にわたり利用履歴や問い合わせ履歴を参照する必要があります。</p> <p>このようにオンラインゲーム産業において、業務上必要と考えられる期間は一律ではないため、接続認証ログの保存期間は、解説で具体的な保存期間を提示するのではなく、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について（案）」に記載されているように、業界団体等によるガイドライン等で足並みを揃え</p>	<p>本改正案で具体的な保存期間を明示した接続認証ログは、インターネット接続サービスにおいて、利用者を認証し、インターネット接続に必要なIPアドレスを割り当てた記録であり、インターネット接続サービスを提供する事業に関するものです。</p> <p>御意見のオンラインゲームは多様な態様で提供されているものと考えますが、オンラインゲームの提供者が、インターネット接続サービスを提供していない場合は対象となりません。また、御意見にあるオンラインゲームの利用履歴や問合せ履歴については、その内容が必ずしも明確ではありませんが、それらが上記の接続認証ログに該当しないのであれば、対象となりません。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ることが望ましい」というような柔軟性を反映させた解説にして頂きたいと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本オンラインゲーム協会)</p>	
<p>解説(5)</p>	<p>本解説案に記載のとおり、接続認証ログを初めとする通信履歴については、業務の遂行上必要な場合に限り、記録・保存することが可能な通信の秘密として保護されるべき情報です。従って、今回示された接続認証ログに係る「6か月程度」及び「1年程度」という保存が認められ得る期間につきましても、各電気通信事業者がその業務上の必要性に応じ判断するための一定の目安であり、判断主体は各電気通信事業者であると認識しています。</p> <p>なお、弊社としましては、接続認証ログの保存目的は利用者への料金請求及び利用者からの問い合わせ対応が主であるため、当該業務の目的に沿って、適切な保存期間を設定していく考えです。</p> <p>(ソフトバンクモバイル株式会社)</p>	<p>本改正案は、電気通信事業者の正当な業務の遂行上の目的から認められうる保存期間を示すものです。</p> <p>なお、利用者利益の確保やセキュリティ対策の強化等を図る観点からは、同様のサービスを提供する各電気通信事業者の間において、保存期間についてある程度足並みを揃えていくことが有効であると考えております。</p>
	<p>インターネット接続サービスにおける接続認証ログの保存期間については、事業者が業務遂行上の必要性を判断したうえで、それぞれの事業規模やサービス仕様等を勘案して決定する必要があることから、一定の裁量について事業者に委ねるべきと考えます。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>本改正案は、電気通信事業者の正当な業務の遂行上の目的から認められうる保存期間を示すものです。</p> <p>なお、利用者利益の確保やセキュリティ対策の強化等を図る観点からは、同様のサービスを提供する各電気通信事業者の間において、保存期間についてある程度足並みを揃えていくことが有効であると考えております。</p>
<p>解説(5)</p>	<p>「ただし、刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等、法令の規定による場合その他特別の理由がある場合には例外的に保存し続けることができると考えられる」とあるが、第197条第4項に於いては「前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、30日を越えない範囲内で、延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて60日を超えることが出来ない」とある。</p>	<p>本改正案では、ガイドライン第23条解説において、法令の規定による場合その他特別の理由がある場合に例外的に通信履歴を保存し続けることができるとされているところ、現行の法令である刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく保全要請の場合について具体的に記載を追加したものです。</p>



項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>このことから、「例外的に保存し続けることができる」ではなく、ここにも厳格な期間の設定が必要である、と考える。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>同法に基づく保全要請の期間については、御指摘のとおりであり、電気通信事業者としては、当該期間内で当該要請に対応するために必要な期間保存するものと考えております。</p>
<b>第 26 条 (位置情報) 関連</b>		
	<p><b>意見の趣旨</b></p> <p>当連合会は、2011年(平成23年)の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」改正及び同ガイドラインの解説の改正についてのパブリックコメントに際して、捜査機関にGPSによる携帯電話の位置情報取得を許す裁判官の検証令状発付につき、GPSによる位置情報の取得が、市民のプライバシーを侵害するおそれがあることに鑑み、その要件については、刑事訴訟法を改正して、一般の検証の要件と比して、より厳格な要件を定めた上で、認めるべきであるとして反対の意見を述べた。</p> <p>総務省から今回提案されている「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」改正案及び同ガイドラインの解説改正案(以下総称して「ガイドライン改正案」という。)は、国会の審議による刑事訴訟法の改正によるどころか、現行のガイドラインで事実上利用者のプライバシー保護措置として機能してきた「位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件を削除し、市民のプライバシーを侵害するおそれを一層強くするものであり、上記要件を削除することには強く反対する。</p> <p><b>意見の理由</b></p> <p>1 総務省は、携帯電話のGPS(Global Positioning Systemの略語。全地球測位システム)機能を利用した被疑者の位置情報取得について、2011年(平成23年)にガイドラインを改正して、初めてこれを認めた(以下「現行ガイドライン」という。)</p> <p>現行ガイドラインでは、①「当該位置情報が取得されていることを利用者が知るこ</p>	<p>現行の第26条第3項の規定は、携帯電話端末のGPS位置情報の取得は、現行の刑事訴訟法上検証として可能であるとの刑事訴訟法の関係省庁における検討を踏まえ、捜査機関から要請のあった場合の電気通信事業者における対応を明確化するものとして、平成23年にガイドラインに盛り込んだものです。</p> <p>しかしながら、同項の「位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件により、犯罪捜査の場合においては、GPS位置情報が取得されていることを被疑者等に知られてしまい、実効性のある捜査が困難となるため、捜査において活用することができない状況が生じており、今回改めて検討を行い、要件の見直しを行ったものです。</p> <p>犯罪捜査の場合において、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があります。裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>とができる」とに、②「裁判官の発付した令状に従うときに限り」、当該位置情報を取得することができる」とされている（現行ガイドライン26条3項）。</p> <p>2 GPSによる位置情報は、基地局情報による位置情報と比べ、ピンポイントで被疑者が所持する携帯電話の位置を示すものであり、公道上の位置だけでなく、被疑者の私有地の中や、被疑者が現に居住する建物の中にいたとしても、私的領域での位置情報が克明に明らかになるという点で、憲法13条、同35条及び国際人権（自由権）規約17条が保障するプライバシーを侵害するものである。</p> <p>したがって、このような捜査は、強制処分として、刑事訴訟法に特別の定めがない限り認められない（刑事訴訟法197条1項但書。強制処分法定主義）。</p> <p>現行ガイドラインは電気通信事業者を名宛人とするものであり、直接に捜査機関を制約するものではなく、裁判官が発付する検証許可状を前提とはしているが、その要件については何ら規制していない。</p> <p>そのため、GPSによる位置情報を取得するための要件としては、刑事訴訟法218条1項の一般的な要件に従うことになるが、それだけでは、あまりにも無限定であり、捜査機関によってGPSによる位置情報が容易に取得されて監視されてしまうようなことになれば、市民のプライバシーが侵害されるという重大な事態が発生するおそれは否定できない。</p> <p>そのような事態となることを防止するためには、GPSによる位置探索のための検証につき、被疑事件の重大性、その携帯電話の所持者が被疑事件を犯したことを疑うに足りる相当な理由の存在、GPSの位置情報を取得しなければ捜査の目的が達成できないという補充性、実施後に本人に告知がなされるべきことなど、この捜査手法の濫用の歯止めとなるべき要件につき、国会において慎重に審議された上で、刑事訴訟法上、新たな強制処分として明確に規定される必要がある。</p> <p>当連合会は、以上の理由から、2011年（平成23年）8月26日に、現行ガイドラインについて強く反対する意見を明らかにしていたところである。</p>	<p>関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>



項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>3 現行ガイドラインでは、「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件があり、位置情報の取得を、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により利用者に知らせることにより、プライバシーに対する一定の配慮を示し、それによって、捜査機関による行き過ぎる運用に対してある程度の歯止めになってきたと考えられる。今回のガイドライン改正案は、この要件を不要としている。</p> <p>GPSによる位置探索のための検証については、本来、刑事訴訟法を改正して令状要件を定めるべきであるにもかかわらず、今回のガイドライン改正案は、それをする事なく、国会審議を避けて、「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」という市民のプライバシー保護のための一定の歯止めとなってきた要件を削除し、総務省におけるガイドライン等を改正するだけで、捜査機関による強力なピンポイントの位置情報取得捜査を実現しようとするものであり、極めて問題である。</p> <p>位置情報の取得を利用者に知らせることを不要とすれば、市民の知らないうちに、その行動が監視されることを認めることになり、市民に対し、捜査機関から常にGPS位置情報を取得されているのではないかという不安を感じさせることになる。</p> <p>したがって、改正ガイドラインは、現行ガイドラインにも増して、プライバシーの侵害の程度が深刻になるおそれがあることは明らかである。</p> <p>4 よって、当連合会は、総務省の今回のガイドライン改正案に対して、強く反対する。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会)</p>	
	<p>捜査手段の一つとして積極活用すべきであり、法改正を支持します。捜査上バリアになっているその他情報関連、電子機器関連法律を総洗いすべきで、ハイテク犯罪の抑止力になるよう努めて戴きたい。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>振り込め詐欺などの犯罪が横行・拡大する中で、1日でも早くこのような対策が必</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>要であると考えていました。</p> <p>今回の改正に大賛成です。このような対策をとって警察の捜査をしやすくしなければ、もはや前述したような犯罪は抑制できません。また、大いに抑止力につながると考えます。</p> <p>米アップル社も含めてすべての通信事業者に、警察の捜査に協力するように、指導をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>第 26 条 3 項について以下の通り意見します。本件改正は、GPS 等の位置情報を、令状の他、本人が何らかの方法により知り得るときを除いては、位置情報を取得出来ない状況にあるのを、令状のみで取得可能とするものです。</p> <p>本件に関して提供される位置情報は、未だ無罪と推定される被疑者本人の移動の自由にも関連する重大な権益で有り、財産権を侵害しうる搜索差押許可状などでは執行時とは言え本人に提示されることを考えると、財産権より重大である身体のカかる位置情報の取得の障壁を下げる本件改正は、先述の搜索差押許可状をはじめとする捜査機関により執行される他の令状との整合性を欠くものと考えます。従って、本件改正に関して、改正すべきではない旨、意見を表明します。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>
	<p>第 26 条 3. の文言「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、」は削除されるべきではない。どうしてもこの部分が議論になるのであれば、せめて「当該位置情報が取得されていることを利用者に対して事前に通知してある場合であって」とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>現行の第 26 条第 3 項の規定は、携帯電話端末の GPS 位置情報の取得は、現行の刑事訴訟法上検証として可能であるとの刑事訴訟法の関係省庁における検討を踏まえ、捜査機関から要請のあった場合の電気通信事業者における対応を明確化するものとして、平成 23 年にガイドラインに盛り込んだものです。</p> <p>しかしながら、同項の「位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるとき」との要件により、犯罪捜査</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		<p>の場合においては、GPS 位置情報が取得されていることを被疑者等に知られてしまい、実効性のある捜査が困難となるため、捜査において活用することができない状況が生じており、今回改めて検討を行い、要件の見直しを行ったものです。</p> <p>犯罪捜査の場合において、電気通信事業者がGPS 位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があります。裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p>
	<p>反対。警察、政府だからといってなんでも個人情報が取れたらおかしい。特定の個人を追跡できてしまう。隠れストーカーが増発するのではないかと。位置情報なんていうのは一級の個人情報だと思う。</p> <p>確認すると共に、使用する都度使用の用途について説明すべき。</p> <p>ただし警察の犯罪捜査に使う時のみ無くてもいい。犯罪をランク付けして線引きすべき。企業から警察に渡す部分については規制はある程度は緩くていいと思う。</p> <p>それよりも企業が得たものについて利用する場合は使用目的、用途と共にはっきりとした説明を明文化し、口頭でも説明するように法規制すべき。パソコンや携帯から取れる個人情報はそれくらい公共性を持ってもいいし持っていて然るべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>現行の第26条第3項の規定は、携帯電話端末のGPS 位置情報の取得は、現行の刑事訴訟法上検証として可能であるとの刑事訴訟法の関係省庁における検討を踏まえ、捜査機関から要請のあった場合の電気通信事業者における対応を明確化するものです。</p>
	<p>携帯電話等のGPS 情報の犯罪捜査利用について、令状があれば、本人同意の必要がない改正案に賛成します。</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>携帯電話機をタクシーに忘れた際、タクシー運転手が気付くより早く、GPS 情報検索で発見した経験があります。</p> <p>日本の治安は、犯罪の巧妙化、多様化で、検挙が困難になっております。このような便利な情報は、おれおれ詐欺や、誘拐事件、薬物密売人の捜査対して、有効な捜査ツールになるでしょう。</p> <p>治安維持のため、ぜひ、電気通信事業者のガイドラインを改正し、GPS 情報を有効活用してください。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p>ガイドラインの見直しには反対します</p> <p>gpsの情報が捜査に有効だという根拠はなにかを示すべきであり</p> <p>振り込め詐欺対策を隠れ蓑にし一般市民を監視できる危険性がありプライバシー侵害である</p> <p>裁判所のチェック機能が働けば恣意的な運用つながらないという警察庁の言い分は希望的観測であり現実的ではない</p> <p>人権侵害などが起きた場合どうするのかなど問題が多いと思う</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>現行の第26条第3項の規定は、携帯電話端末のGPS位置情報の取得は、現行の刑事訴訟法上検証として可能であるとの刑事訴訟法の関係省庁における検討を踏まえ、捜査機関から要請のあった場合の電気通信事業者における対応を明確化するものとして、平成23年にガイドラインに盛り込んだものです。</p> <p>しかしながら、同項の「位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件により、犯罪捜査の場合においては、GPS位置情報が取得されていることを被疑者等に知られてしまい、実効性のある捜査が困難となるため、捜査において活用することができない状況が生じており、今回改めて検討を行い、要件の見直しを行ったものです。</p> <p>犯罪捜査の場合において、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要が</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		<p>あり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>
	<p>GPS情報の取得に当たっては、携帯電話機の基地局情報も必ず同時に取得すべきと考えます。</p> <p>理由は、携帯電話機のGPS情報はデータの改ざんが技術的に可能であるので、悪意ある所有者に誤った位置情報を設定される危険性があるためです。</p> <p>基地局情報については改ざんが困難であるので、基地局情報による位置とGPS情報を比較し、明らかに異常な位置情報でないか判断することができます。</p> <p>(個人)</p>	<p>犯罪捜査の場合の位置情報の取得の運用については、刑事訴訟法の関係省庁において適切に行われるものと考えております。御指摘の点については今後の参考とさせていただくとともに、適正な運用が図られるよう、関係省庁と連携の上、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。</p>
第3項	<p>「当該位置情報が取得されていることを利用者が知る」ことが犯罪捜査の妨げになるから、改正するという理由では反対します。</p> <p>犯罪捜査は、携帯GPS以外の情報からも情報を入手することに努力してください。</p> <p>犯罪捜査以外の容疑に対しても、捜査機関などがGPSの位置情報を取得した場合、人権侵害の可能性があり、一般市民としてとても不安です。</p>	<p>現行の第26条第3項の規定は、携帯電話端末のGPS位置情報の取得は、現行の刑事訴訟法上検証として可能であるとの刑事訴訟法の関係省庁における検討を踏まえ、捜査機関から要請のあった場合の電気通信事業者における対応を明確化するものとして、平成23年にガイドラインに盛り込んだものです。</p> <p>しかしながら、同項の「位置情報が取得されていることを</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>また、誤って被疑者とされてしまった場合、自分が、監視されているのを知らないで、監視されているのでは、捜査機関に対して、異議を申し立てたり、潔白を証明したりすることもできず、大変な不利益をこうむります。</p> <p>本ガイドライン第26条第2項に記載されているとおり、位置情報は、個々の通信に関係する場合は通信の秘密として保護され、個々の通信に関係しない場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高いものです。</p> <p>必要な手続きが裁判官の発付した令状のみということであれば、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされているとはいえません。</p> <p>第26条の改正には反対です。改正はしないでください。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>利用者が知ることができる」との要件により、犯罪捜査の場合においては、GPS位置情報が取得されていることを被疑者等に知られてしまい、実効性のある捜査が困難となるため、捜査において活用することができない状況が生じており、今回改めて検討を行い、要件の見直しを行ったものです。</p> <p>犯罪捜査の場合において、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があります。裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p>
	<p>犯罪捜査に限ったGPS位置情報利用については現在の犯罪情勢から必要不可欠と考えます。</p> <p>確かにプライバシーの問題も考えないといけないとは思いますが、生命、身体に切迫した事案については、犯人と思われる人物について利用通知する必要はないと思いますし、誘拐、ストーカー等の捜査で知らせることにより更に深刻な結果を招く要因にもなるので利用通知すべきではないと思います。</p> <p>また逆に犯人と思われていた人物が位置情報利用で進行している犯罪と無関係な場所の情報が得れば犯人から除外ができ、捜査対象者が複数犯の場合はスムーズな捜査進捗が期待でき、のちにその犯人と思われていた人物が位置情報検索が行われた事を知ったとしても、事案と関係なければ疑われたものの無関係が証明されたことにもつながるので逆の発想の考えで安心できると思います。</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p>



項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	(個人)	
	<p>警察の事件捜査における本人に秘密にて、携帯等のGPS位置情報機能の活用は即座に実施し、増加する振込み詐欺等々の撲滅に役立てて頂くことに賛成いたします。</p> <p>また、今後は消防通報時の救急や火災現場特定も即座に把握出来るので、人命救助に有効的であり、情報の共有化とナビゲーションとの連動で、現場到着短縮化も重要であります。</p> <p>PS／マスコミは一方向的にGPSの無断活用は個人情報保護の観点から漏洩の問題があると報道しますが（中京テレビニュースキャッチ）、何かと不安をあおり、自らに不都合が及ぶような事情があることに批判的です。反対意見を中心に取材し放送するのは偏向報道であると感じるばかりです。あきらかな放送法違反であるのご意見し、電波使用法人の義務を甚だしく逸脱しており総務省の許認可条件を厳正にし、指導改善を希望致したく、お願い申し上げます。</p> <p>視聴率が一定以上取れない（20%台番組が複数制作できない局）は視聴者にとって不利益であり、存在意義は否定されるものであり、番組改善の必須が現状です。視聴者はスポンサー・放送局・タレントの質向上及びコンプライアンスの見直しを希望し、総務省の主導をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本件意見募集に併せていただいた御意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>改正案は、</p> <p>「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって」との現行の部分削除するものである。</p> <p>この規定を設けた、平成23年11月2日での改正趣旨にもあるように、電気通信事業者が保有する位置情報は、個々の通話に係る場合は、通信の構成要素であるから電気通信事業法第4条第1項の通信の秘密として保護される。</p> <p>これに対し、通話時以外に移動体端末の所持者がエリアを移動するごとに基地局に送られる位置登録情報は通話を成立させる前提として、電気通信事業者に機械的に送</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>られてくる情報に過ぎないことから、これらの情報は通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項と考えられる、としている。</p> <p>しかし、同時に、「位置情報を通信の秘密に該当しないと解する場合であっても、ある人がどこに所在するかということは、プライバシーの中でも特に保護の必要が高い上に、通信とも密接に関係する事項であることから、通信の秘密に準じて強く保護することが適当である」ともしている。</p> <p>その上で、利用者（当該移動体端末の所持者）の権利が不当に侵害されないよう必要な措置を講じなければならないとして、その必要な措置の内容として、1. 利用者の意思に基づいて位置情報の提供を行うこと、2. 位置情報の提供にいて利用者の認識、予見可能性を確保すること、3. 位置情報について適切な取扱いを行うこと、などを挙げている。</p> <p>この中の2.の利用者の認識・予見可能性の確保については、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、位置情報が提供されることを認識できることを可能とすることなど、としている。</p> <p>3.の位置情報の適切な取扱いでは、GPSによる位置情報など、電気通信サービスの提供に必要な位置情報は、原則として利用者の意思に基づかずに取得してはならない、としている。</p> <p>これらの事項は、本ガイドラインの第1条の「通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いに関し、、、利用者の権利利益を保護することを目的とする」から導きだされたものである。</p> <p>これらのことから、捜査当局からの要請により、位置情報の取得を求められた場合については、例外的に、第4条の規定にも拘わらず、「利用者が、その位置情報の取得について、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により当該位置情報が取得されていることを知ることが出来る」との条件付で且つ裁判官の発付した令状に従うときに限り、位置情報を取得できる、としたものである。</p>	<p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>今回、第3回での「WG」で、警察庁・刑事局の担当者から、GPS位置情報の利用に関し、その取得要件と問題点について説明があった」とあるが、その内容は一切明らかになっていない。これでは、判断のしようがない、というほかない。(礼儀としても、その内容を資料として添付し、国民・市民の前に明らかにすべきでないか)ただ、議事録からは、捜査機関がGPS位置情報を取得する法的な根拠は、刑事訴訟法第218条第1項から説明できるものと考えている、としているが、「位置情報の取得について、検証令状執行後に通知することは考えていない」とか「(位置情報の取得は)通話内容等と比較して、プライバシー侵害の程度も格段に低いものではないか」等の認識が示されているが、これらは余りにも民主主義社会の市民の意識とズレている、と言わざるを得ない。</p> <p>「冤罪」がなかなか無くならない我が国において、このような認識のままで、捜査機関からの「令状請求」が頻発すると、その濫用が心配される。</p> <p>位置情報や移動履歴が、本人が知らないままに収集・記録されていくことは、自分の居場所や行動を知られずに生活できるという、私たちの「基本的人権」が侵害されるということである。</p> <p>携帯電話は、利用者がいつも持ち運んでいる。まさしく、常時携帯しているのである。このことは24時間の行動の監視が可能となる、ということである。思想、団体、遊戯、宗教、ホテル、交通など、まったく犯罪と関係ないプライバシーが広く侵害される恐れがある。本人が知らない間に情報が収集され、通知もされない。これでは、不服申し立てすら出来ない。人権侵害そのものとなりうる。</p> <p>2012年、アメリカの連邦裁判所は「令状なしにGPS情報を取得することは憲法違反」との判断を下し、2013年にはこれを受けて、メイン州において、GPS情報等の入手は、令状はもとより、期間は10日間、対象者には情報の入手後3日以内に告知することを義務付けた、とのことである。</p> <p>以上、述べてきた理由により、この改正(案)には賛成出来ない。</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>市民の不安を取り除き、市民・国民からの協力を得るためにも、本来は「立法」により、この移動体端末（携帯電話）に係る位置情報等の取得について「プライバシー・確保・保護」の観点から整備するべきである。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	
<p>位置情報第26条の3 13ページ及び解説（4） 15ページについて</p>	<p>平成23年11月2日の改正で記述された「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって」が削除されている。</p> <p>この、方針転換は、市民・国民のプライバシーの侵害を頻繁に惹起させかねない危険があり、深刻な人権侵害を招くことになる恐れがある。</p> <p>第3回WGでの、警察庁刑事局の担当者の発言では、「携帯電話事業者によるGPS位置情報の取得についても法的な根拠は刑事訴訟法第218条第1項の検証許可状に基づく処分である」としていますが、同法197条との整合性を考慮しても、このような「タガを外す」のではなく、国民が理解できる内容にすべきである。</p> <p>又、「一般的に事件捜査との関連から、検証令状執行後に通知することは現時点で考えていない」とあり、更に、「位置情報の取得については、プライバシー侵害の程度も格段に低いものではないか」との認識が示されている。</p> <p>このような感覚や認識のもとでは、「志布志事件」のような冤罪事件が後を絶たないことになりかねない。</p> <p>平成23年11月2日に設けられた、現行規定の趣旨が何であったのか、を考えたとき、今、これを捜査当局からの「実効性がない、捜査に利用できない」などの要望のみでこの条文を削除するのは、市民・国民のプライバシーを守るとの観点からも余りにも安易に過ぎないのではないか。</p> <p>利用者が、自らの位置情報を、際限もなく24時間取得され、捜査機関に通知され、しかも、そのことを永遠に知ることができない、ということは、犯罪と無関係だった場合は、重大な人権侵害であり、そうした行為への「意義申し立てすら出来ない」と</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>いうのでは、違法行為そのものとなるのではないか。</p> <p>犯罪捜査に有効性があるとしても、そこには自ずから制限があつてしかるべきであろう。</p> <p>これからの犯罪捜査には、ますます市民、国民の協力が欠かせない。大衆・ネット・核家族社会では、いつでもどこでも、市民・国民の目が光っている。犯罪の隣には市民・国民がいるのである。捜査機関が積極的に情報を提供・開示し、広く市民・国民への情報提供を求めれば、情報の大海からの有効且つ正確な情報は寄せられるものである。そのような捜査手法や捜査技術の向上をこそ磨いていただきたい。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>住居、身体などの搜索では、処分を受ける者に令状を示すことになっていて、それにより当然、対象者は自分が搜索の対象であることがわかる。位置情報も、令状により取得されるのなら、その対象者にそこことがわかって当然であるので、対象者にわからせずに位置情報を取得できることにする第26条第3項の改正はするべきでない。</p> <p>(個人)</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>
	<p>新旧対照表 13p の26条の3において、旧条文から、「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであつて」が削除されていますが、これは大事な点だと思います。</p> <p>自分が今、どこの場所にいるかは個人情報のひとつですから、利用者本人の許諾なしには、絶対に、勝手に取得されてはいけないと思います。</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であるこ</p>



項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>この部分は復活させてください。</p> <p>(個人)</p>	<p>とについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p>
	<p>位置情報取得に関する26条において令状を要件として維持しているのは評価できるが、令状があればなんでも可能としてよいものではない。電気通信事業者と利用者の信頼関係を破壊し、利用者の重要な権利に影響する活動に、秘密裏に事業者を協力させることは適当ではない。</p> <p>捜査機関は、捜査上影響が生じなくなる必要最小限の秘匿期間として、原則的な期間を一般指定し、当該期間経過後は、電気通信事業者は、利用者に、位置情報が取得されたことを知らせる必要がある。特に当該期間を延長する必要がある場合は、別に手続きを設けて、延長をする。</p> <p>諸外国での本人への通知の制度はどうなっているのか、どのように検討されたのか。令状による取得は、最低限事後に本人に通知されるべきではないか。</p> <p>単に捜査に便宜だから、というだけでは、改正する理由として薄弱である。外国の例との比較等も、解説において明らかにするべきではないか。</p> <p>(個人)</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>
	<p>「当該位置情報を取得されていることを利用者が知ることができるときであって」という文言の削除に反対する。また、削除する場合には、事後的に利用者に通知する仕組みを代替案として提示する。加えて、一定期間以上の位置情報取得をおこなうことはできないとすべきである。</p> <p>私見によれば、こうした規制のあり方はガイドラインの改正といった行政レベルの対応になじまず、立法によって解決すべき問題と考える。</p> <p>諸外国でも位置情報取得捜査については特別の定めによるところが増えているか</p>	<p>犯罪捜査の場合においては、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配</p>



項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>らである。捜査機関による位置情報取得は令状が必要であることは当然として、ドイツ、米国においても立法によって特別の定めに基づいて実施されているところである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>慮が十分になされていると考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>
	<p>[結論]</p> <p>改正を支持しない。</p> <p>犯罪捜査のために位置情報を提供する場合であっても、被疑事実の犯罪としての重大性・限定性、嫌疑が濃厚であること、補充性、相当性（取得方法の最小限度性）、事後の本人通知といった要件を課すことこそ必要である。</p> <p>[理由]</p> <p>現行のガイドライン第26条は、電気通信事業者は位置情報を原則として第三者に提供すべきでないことを定め（1項）、電気通信事業者が捜査機関の要請により位置情報の取得を行う場合にも、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるようにすることが要件となる旨を定めている（4項）。これは、位置情報すなわちある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でもとくに保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、通信の秘密に準じて強く保護することが適当であるとの考えに基づいている（「通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン 解説」）。</p> <p>このたびの改正案は、犯罪捜査の必要性を理由に、このガイドライン第26条4項から、位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるようにするとの要件を削除するものである。</p> <p>しかし、移動端末の位置情報（GPS情報）は、位置特定の精度が極めて高く、利用者がどの建物に所在するかといったことまで特定可能である。位置情報を建物等の性格（たとえば、政党関係施設、宗教施設、ホテルであるなど）の情報とマッチングさせることで、思想、宗教、性生活といった犯罪と無関係のプライバシーまで明らか</p>	<p>現行の第26条第3項の規定は、携帯電話端末のGPS位置情報の取得は、現行の刑事訴訟法上検証として可能であるとの刑事訴訟法の関係省庁における検討を踏まえ、捜査機関から要請のあった場合の電気通信事業者における対応を明確化するものとして、平成23年にガイドラインに盛り込んだものです。</p> <p>しかしながら、同項の「位置情報が取得されていることを利用者が知ることができる」との要件により、犯罪捜査の場合においては、GPS位置情報が取得されていることを被疑者等に知られてしまい、実効性のある捜査が困難となるため、捜査において活用することができない状況が生じており、今回改めて検討を行い、要件の見直しを行ったものです。</p> <p>犯罪捜査の場合において、電気通信事業者がGPS位置情報を取得するためには、裁判官の発付した令状に従う必要があり、裁判官が令状を発付するに当たっては、電気通信事業者の利益のほか、被疑者等利用者のプライバシー等を考慮し、検証の期間、頻度等も含め手段が必要かつ相当であることについて審査されると考えられることから、司法手続が適正になされている限り、利用者のプライバシー等に対する配慮が十分になされていると考えております。</p> <p>なお、刑事訴訟法の解釈・運用に関しては、刑事訴訟法の</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>となるおそれがあり、その意味で位置情報は、プライバシー情報の中でもとりわけセンシティブな情報である。</p> <p>さらに、携帯電話等の移動端末は、利用者が常に持ち運ぶものであるという性質上、捜査機関による24時間365日の常時監視も可能となり、犯罪と無関係な私生活全体の情報が把握されることが可能になるのであって、プライバシー侵害の程度は著しく大きい。</p> <p>そうすると、位置情報を取得するという捜査方法は、憲法第3章の保障するプライバシー権を侵害する程度が極めて大きいうえに、これが本人の同意なき権利侵害であることは明白であるから、強制捜査にあたり、法律の根拠がない限り認められないというべきである（強制処分法定主義・刑訴法197条1項但書）。</p> <p>したがって、位置情報取得という捜査方法を法律上の根拠なくして許容している現行ガイドライン自体が、そもそも、刑訴法違反として問題なのである。</p> <p>位置情報の取得が犯罪捜査において一定有用であることは否定しないが、そうであるとしても、強制処分法定主義及び上記のような位置情報の高度のセンシティブ性に鑑みれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑事実の犯罪としての重大性、限定性</li> <li>・嫌疑が濃厚であること</li> <li>・補充性</li> <li>・相当性（取得方法の最小限度性）</li> <li>・事後の本人通知</li> <li>・裁判官による令状</li> </ul> <p>といった要件を充足した場合にのみ、位置情報の取得という捜査方法が許容されるとすべきである。</p> <p>現行ガイドラインは、裁判官の令状に基づくことと利用者本人への通知以外に要件を定めていないが、このたびの改正案は、この利用者本人への通知という要件すら</p>	<p>関係省庁において、適切に行われるものと考えており、御意見については、関係省庁にも伝達させていただきます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>撤廃するというものであり、到底支持できるものではない。 位置情報取得のための要件の法定こそが急務である。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<b>その他</b>		
	<p>警察は何のために存在しているの？ 市民を守るため？ それとも犯罪者を捕まえるため？</p> <p>市民を守るために犯罪者を捕まえる？ じゃあ犯罪を起こさせないようにするのは誰の役目なの？</p> <p>通知することによって起きなくなるならそれは良いことなのでは？</p> <p>黙って野放しにして、それを利用して相手を犯罪者に仕立て上げる。 そんなこと「警察の仕事じゃない」</p> <p>犯罪者を捕まえるために犯罪者を生み出す、だなんて完全に目的と手段が入れ替わって る</p> <p>綺麗事だけじゃ物事は進められない？綺麗でいられるのにわざわざ汚れる必要の 無いんじゃない？ たとえ無理でも無謀でも、綺麗事を掲げられない相手◆! ◆従う市民の がいがないよ。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	<p>誰も役人の言葉なんか信じない 最後の画面で個人情報の確認作業までやってる</p>	<p>御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>IP アドレスから全て分かるんだろう？</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<p>第 29 条 (電話番号 情報)</p>	<p>最近、一部報道にて、携帯電話番号は「単体で一概に個人情報に該当するとは言えない」との国会答弁が行われたと報道されました。</p> <p>一方で、今回の改正案では、電話番号情報を個人情報であるとする「第 29 条（電話番号情報）」が改正されずそのまま残っております。</p> <p>私は、携帯電話番号を含む電話番号は原則として個人情報に該当すると考えており、「第 29 条（電話番号情報）」を改正しない点において、本改正案を支持します。また、「電話番号情報」には、当然に携帯電話番号情報が含まれると解釈すべきと考えます。</p> <p>参考： 携帯電話番号、「単体で一概に個人情報に該当するとは言えない」 <a href="http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/news/15/050801538/">http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/news/15/050801538/</a></p> <p>「携帯電話番号は個人情報に当たらない」、新経連に真意を聞いた <a href="http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/watcher/14/334361/040200235/">http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/watcher/14/334361/040200235/</a></p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>携帯電話番号を含む電話番号は、加入者のプライバシーを保護するという趣旨で、現行第 29 条において保護されています。</p>